

船舶用原動機放出量確認等規則

船舶用原動機放出量確認等規則実施要領

船舶用原動機放出量確認等規則

2018年 第2回 一部改正

船舶用原動機放出量確認等規則実施要領

2018年 第1回 一部改正

2018年12月25日 規則 第132号/達 第100号

2018年8月1日 技術委員会 審議

2018年12月5日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

船舶用原動機放出量 確認等規則

規
則

2018年 第2回 一部改正

2018年12月25日 規則 第132号

2018年8月1日 技術委員会 審議

2018年12月5日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「船舶用原動機放出量確認等規則」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.2 定義

1.2.1 を次のように改める。

1.2.1 用語

((1)から(17)は省略)

(18) 「窒素酸化物放出規制海域」とは、次に掲げる海域をいう。

(a) 北アメリカ海域

- i) アメリカ合衆国及びカナダの太平洋沿岸に位置し、附属書 VI の付録 VII.1 に指定される経緯度を結んだ線により囲まれた海域
- ii) アメリカ合衆国、カナダ、フランス領（サンピエール島、ミクロン島）の大西洋沿岸及びアメリカ合衆国のメキシコ湾岸に位置し、附属書 VI の付録 VII.2 に指定される経緯度を結んだ線により囲まれた海域
- iii) ハワイ島、マウイ島、オアフ島、モロカイ島、ニイハウ島、カウアイ島、ラナイ島及びカホオラウエ島からなるハワイ諸島沿岸に位置し、附属書 VI の付録 VII.3 に指定される経緯度を結んだ線により囲まれた海域

(b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域）

プエルトリコ及びアメリカ領ヴァージン諸島の大西洋及びカリブ海沿岸に位置する、附属書 VI の付録 VII.3 に指定する経緯度を結んだ線により囲まれた海域

(c) バルティック海海域

ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯 57 度 44.8 分の緯度線を境界線とするバルティック海への入口の海域を含むバルティック海の海域

(d) 北海海域

- i) 北緯 62 度の緯度線を北端とし、西経 4 度の子午線を西端とする北海の海域
- ii) スカウを通る北緯 57 度 44.8 分の緯度をバルティック海海域との境界線とするスカゲラック海峡の海域
- iii) 北緯 48 度 30 分の緯度線を南端とし、西経 5 度の子午線を西端とする英国海峡への入口の海域を含む英国海峡の海域

(~~cc~~) ~~前(a)及び~~前(b)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って *IMO* により指定されたもの

((19)は省略)

(20) 「附属書 VI」とは、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書により修正された同条約を改正する 1997 年の議定書の附属書 VI をいう。

2章 放出量確認等

2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度*

-1.(1)を次のように改める。

-1. 原動機には、次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該原動機の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 1.1(a) から(c)に掲げる許容限度を超えないように、承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。

(1) 2000年1月1日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載される原動機

((a)及び(b)は省略)

(c) 3次規制

原動機が、次のいずれかの船舶に搭載され、該当する窒素酸化物放出規制海域において運転が行われる場合

i) 2016年1月1日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの

ii) 2021年1月1日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(18)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの

iii) ~~1.2.1(18)(a)及び(b)から~~ (b)(d)に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を IMO が定める日又は附属書 VI 第 13.5.1.3 規則に従い IMO が規定するその後の日のいずれか遅い日以後に建造開始段階にある船舶であって当該窒素酸化物放出規制海域を航行するもの

表 1.1(c) 窒素酸化物放出量最大許容限度（3次規制）

連続最大回転数 N (rpm)	窒素酸化物放出量最大許容限度 (g/kWh)
$N_0 < 130$	3.4
$130 \leq N_0 < 2000$	$9.0 \times N_0^{(0.2)}$
$2000 \leq N_0$	2.0

((d)は省略)

((2)は省略)

附 則

1. この規則は、2019年1月1日から施行する。

船舶用原動機放出量確認等規則 実施要領

要
領

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 達 第 100 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018年12月25日 達 第100号
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領の一部を改正する達

「船舶用原動機放出量確認等規則実施要領」の一部を次のように改正する。

2章 放出量確認等

2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度

-1.(3)を次のように改める。

-1. 原動機に主要な改造を行う場合は次による。

(1)及び(2)は省略)

(3) 原動機の実質的改造又は連続最大出力の10%を超える出力増加を行う場合は、改造を行う日に係わらず次の(a)から(㊸)によること。

(a) 2011年1月1日前に建造開始段階にある船舶の場合
規則 2.2.2-1.(1)(a)に適合すること。

(b) 2011年1月1日以後に建造開始段階にある船舶の場合
規則 2.2.2-1.(1)(b)に適合すること。

(c) 2016年1月1日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合
規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。

(d) 2021年1月1日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合
規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。

(㊸) 規則 2.2.2-1.(1)(c)iii)に規定する日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(a)及びから(㊸d)に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合
規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。

附 則

1. この達は、2019年1月1日から施行する。